

有効期間満了日 令和10年3月31日まで

熊生環第373号

令和6年7月9日

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準
について（通達）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）等の解釈及び運用の基準については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和4年4月5日付け熊生環第308号。以下「旧通達」という。）により通達しているところであるが、このたび、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則等の一部を改正する規則（令和6年国家公安委員会規則第9号）により、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）が改正されたことに伴い、別添警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」（令和6年6月27日付け警察庁丙保発第7号、丙人少発第36号）が発出されたので、各警察署にあっては、部内はもとより営業者等にも周知の上、遺憾のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。